

児童相談所における養子縁組に関する調査

○大妻女子大学 山本真知子（会員番号 008241）

日本女子大学 林浩康（001656）、子どもの虹情報研修センター 川松亮（002532）

和泉短期大学 櫻井奈津子（002763）、大正大学 高橋一弘（005303）

立正大学 三輪清子（007871）、青山学院女子短期大学 山口敬子（007076）

〔キーワード〕 児童福祉、養子縁組、児童相談所

1. 研究目的

望まない妊娠・出産や親の精神疾患などの理由により親とともに生活することのできない子どもが増えおり、同時に特別養子縁組の成立件数も近年増加している。この10年の特別養子縁組の成立件数は年間300件～400件台であったが、2014年度は513件となっている。

養子縁組あっせんは児童相談所と民間機関が行う大きく2つの方法に分かれている。養子縁組あっせん事業は行政通知において示されている。しかし、その通知の中に養子縁組あっせん事業を行う民間事業者を指導する自治体に対する技術的助言の内容は含まれているが、手続き全体のあり方に関する明確な定めはない状態である。また、児童相談所の養子縁組の成立件数や職員体制等も自治体によって差が大きいことが明らかになっている。そのため、日本全体における子どものウェルビーイングを考慮した相談支援の内容やガイドラインの作成が早急に求められている。

本研究は児童相談所における養子縁組の取組について着目する。本研究の目的は2014年度の調査研究を踏まえ、量的調査では把握が困難な養子縁組の手続きのあり方について、児童相談所としての考え方を明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

本研究の方法は半構造化面接における調査である。前年度の量的調査を踏まえ、養子縁組里親委託数や養子縁組成立件数が相対的に多い児童相談所から地域的分散を考慮し、12箇所の児童相談所を対象として選び、調査協力者がそれぞれ里親・養子縁組に関係する職員にインタビューを行った。

調査項目は養子縁組里親の登録のあり方、対象となる子ども、生みの親・養親への説明事項、養子縁組後の支援、研修等、計11項目となっている。

3. 倫理的配慮

本研究における倫理的配慮は、研究代表者の所属する日本女子大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。インタビュー調査においては、インタビュー内容に関して事前に各児童相談所にお伝えし了承を得ている。また、インタビュー調査終了後も内容の確認や倫理的な配慮が行えているかどうかを確認していただいた。

4. 研究結果

インタビュー調査からそれぞれの児童相談所がこれまでの経験を踏まえ養子縁組に取り組んでいることがわかった。しかしながら、養子縁組里親の登録から委託後のアフターケアまで地域によって違いがあることもわかった。

特に大きな違いがあったのは、養子縁組里親の登録のあり方と養子縁組後のアフターケアについてである。まず登録に関しては、養子縁組里親としてのみの登録を行う地域と養子縁組里親と養育里親の両方の登録を認める地域があった。養子縁組里親と養育里親の両方の登録を認める地域においても、原則的に両方の登録を行う場合や積極的に養育里親への登録を勧める場合、希望されるまで里親希望者に任されている場合とがあった。

次に養子縁組成立後のアフターケアについては、児童相談所が面談・訪問等行っている自治体もあれば、里親会や里親支援機関が開催する研修や養親のみの会などアフターケアとして行っている自治体もあり、地域によって養子縁組後の支援体制が異なっていた。また、地域の一般家庭も含まれる子育て広場や保育所との関係を持つように勧めている場合も見られた。

養子縁組あっせんの民間団体との連携の可能性に関しては、地域により民間団体の有無によって違いが見られた。児童相談所の管轄の地域もしくはその近隣に民間団体がある場合は連携の経験はあるが、地域に民間団体がない場合は今後の連携を模索している状況であった。

5. 考察

本研究により、各児童相談所において、地域に密着した先駆的取り組みが行われている実態が理解できた。しかしながら、そうした取り組みが児童相談所間でほとんど共有されていないことも明らかになった。民間機関を含め、多様な観点から子どものウェルビーイングを最大限に考慮した実践のあり方を検討するためにもそれぞれの地域や児童相談所間の相互の実践を共有する必要がある。

本研究の限界としては、複数の調査者によってインタビューされており、質問も包括的なことから全ての実践内容が必ずしも反映された回答とはなっていないということである。本研究のインタビュー調査はあくまで実践の一部であるので、今後詳細な取り組みについてもさらに調査されるべきである。

今後の課題としては、民間の養子縁組機関と児童相談所の連携について双方向から取り組みを行い、児童相談所間の支援等の内容の共有、他の地域の児童相談所との連携などが挙げられる。

本研究は平成 26・27 年度厚生労働科学研究（政策科学推進研究事業）「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」（研究代表者林浩康）の調査結果の一部である。